

資料（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成21年10月23日（金）

担当課：安全なまちづくり課

件 名：大和市安全安心ステーション事業の実施について	
提出理由：駅前空間の安全安心の確保に向け、大和市安全安心ステーション事業を実施したいため	
内 容： 1. 事業の名称 （仮称）市営交番を安全安心ステーションとして事業を実施する。 2. 事業の目的 駅周辺における犯罪の抑止及び自主防犯活動の支援、市民一人ひとりの自主防犯意識及び体感治安の向上を図る。 3. 事業の内容 (1) 事業概要 駅前に安全安心ステーションを開設し、そこへ安全安心アドバイザー（非常勤特別職）を配置し駅周辺の犯罪の抑止及び自主防犯活動の支援等を行う。 (2) 実施場所 次のいずれかの場所で実施する。 ① 駅前に交番がなく、地域住民等から駅前にて安全安心ステーション事業実施の要望が高い場所 ② 駅周辺の犯罪発生状況等から判断し、駅前にて安全安心ステーション事業実施が適当と市長が認める場所 (3) 実施日及び実施時間 実 施 日：年末年始を含む毎日 実施時間：14時から22時まで (4) 職員配置 安全安心ステーションに安全安心アドバイ	ザーを1日2交代制で配置する。安全安心アドバイザーには警察官経験者を採用する。 (5) 安全安心アドバイザーの業務 ① 立番、見張り等による駅前の警戒業務 ② 地理案内や公共施設案内等の案内業務 ③ 違法駐輪や路上喫煙行為等を行うマナー違反者や迷惑行為者への注意業務 ④ 防犯に関する相談受付及びそれに対する助言、自主防犯活動の啓発に関する業務 ⑤ 市内の犯罪発生状況等、地域の安全確保にとって必要な情報の集約や発信に関する業務 ⑥ 警察署、消防署、自主防犯活動団体等との連絡調整に関する業務 ⑦ その他安全安心ステーション事業の目的を達成するため市長が必要と認める業務 (6) 安全安心ステーション高座渋谷（愛称：高座渋谷えきばん） 平成22年2月、高座渋谷駅前複合ビル1階に安全安心ステーション高座渋谷を開設予定。 4. 規則の制定 「大和市安全安心ステーション事業実施規則」及び「大和市安全安心アドバイザーの設置に関する規則」の制定
経 過 H15.7 高座渋谷駅周辺地元自治会、PTA、自治連等が交番設置の要望書を提出 H19.8・渋谷中学校他6校PTA会長、大和商工会議所渋谷支部長他7商店会長、高等町第四自治会より（仮称）市営交番設置の要望書提出 ・（仮称）市営交番設置の検討開始 H21.2 高座渋谷駅周辺地元説明会開催 H21.7 安全安心ステーション高座渋谷の愛称が公募により「高座渋谷えきばん」に決定	今後の予定 H21.11 「大和市安全安心ステーション事業実施規則」「大和市安全安心アドバイザーの設置に関する規則」の制定 安全安心アドバイザーの選考 H22.1 高座渋谷駅前複合ビル完成 安全安心ステーション高座渋谷開設準備 H22.2 安全安心ステーション高座渋谷開設